関西電力が計画する使用済み燃料乾式貯蔵施設に保管期限を設けるよう求める意見書(案)

関西電力株式会社は大飯・高浜・美浜発電所構内に新たに乾式貯蔵施設を整備し、使用済み燃料を福井県外の中間貯蔵施設に搬出するまでの間保管していく計画を公表し、福井県に対し原子力規制委員会の安全審査への申請を了承するよう求めている。

現在運転中の上記発電所を含め、本県には全国最多の原子力発電施設が集中しており、その安全性と使用済み燃料対策は県民の大きな関心事である。本県は「使用済み燃料や高レベル放射性廃棄物の処分地とはならない」ことを前提として、これまで原子力発電所の立地・運転に協力してきた。この点は歴代経済産業大臣も「福井は最終処分地にはならない」と繰り返し発言され、認識を共有しているものと推察する。

しかるに関西電力が計画する中間貯蔵施設の整備は未だ計画地すら選定されていない。また青森県に建設中の再処理施設の竣工・操業開始も四半世紀以上延期を繰り返しており、乾式貯蔵施設に保管される使用済み燃料が県外に確実に搬出される担保が得られていないのが現状だ。

原子力発電所運転継続への協力を本県に求めるのであれば、使用済み燃料を確実に県外に搬出する担保は当然必要である。本県が原子力発電所の立地・運転に協力する前提条件を国として改めて関西電力に説明し、「ドライキャスクへの燃料封入から5年ないし10年以内に、当該格納容器は福井県外に搬出する」旨の施設管理規程を設定するよう、所管官庁として事業者に求めていただきたい。事業者の施設管理規程に明記することが困難な場合は、国・本県・関西電力による同趣旨の覚書や協定書の作成・締結を持って担保とすることも可能だ。原子力政策への協力を求める政府に対し、真摯な対応を要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年3月日

福井県議会